

藤沢市立学校教職員安全衛生管理規程の一部改正について
藤沢市立学校教職員安全衛生管理規程を次のように改正する。

2023年（令和5年）3月17日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 將 宏

1 一部改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2023年（令和5年）4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、地方公務員法の一部が改正され、所要の改正をする必要による。

庁 中 一 般

出先機関一般

藤沢市立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

藤沢市立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

藤沢市立学校教職員安全衛生管理規程（平成27年12月17日教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年藤沢市条例第19号）附則第7項又は第8項の規定により採用された職員をいう。）は、この訓令による改正後の藤沢市立学校教職員安全衛生管理規程第2条第2号に規定する地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、当該訓令の規定を適用する。

藤沢市立学校教職員安全衛生管理規程(平成27年教育委員会訓令甲第1号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○藤沢市立学校教職員安全衛生管理規程</p> <p style="text-align: right;">平成27年12月17日 教委訓令甲第1号</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 学校 藤沢市学校設置条例(昭和39年藤沢市条例第39号)別表に規定する学校をいう。</p> <p>(2) 教職員 学校に勤務する市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員で、常勤のもの(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を含む。)をいう。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年藤沢市条例第19号）附則第7項又は第8項の規定により採用された職員をいう。）は、この訓令による改正後の藤沢市立学校教職員安全衛生管理規程第2条第2号に規定する地方公務員法第22条の4第1項</u></p>	<p>○藤沢市立学校教職員安全衛生管理規程</p> <p style="text-align: right;">平成27年12月17日 教委訓令甲第1号</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 学校 藤沢市学校設置条例(昭和39年藤沢市条例第39号)別表に規定する学校をいう。</p> <p>(2) 教職員 学校に勤務する市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員で、常勤のもの(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を含む。)をいう。</p>

に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、当該訓令の
規定を適用する。